

## 周南市中心市街地活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、周南市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を周南市みなみ銀座1丁目26番地 徳山商工会議所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行なうことを目的とする。

- (1) 周南市が策定する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画(以下「基本計画」という。)並びにその実施に関する必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の実施及び調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- (4) 中心市街地の活性化に関する調査研究の実施
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(協議会の構成)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 徳山商工会議所
  - (2) 株式会社まちあい徳山
  - (3) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第6項に規定する者
  - (4) 前各号に掲げる者の他、協議会において特に必要があると認める者
- 2 法第15条第4項各号に該当する者であって、協議会の構成員(以下「構成員」という。)でないものは、自己を構成員として加えるよう協議会に申し込むことができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 前項の申し出により構成員となった者は、前項に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、構成員の資格を失うものとする。

(役員)

第5条 協議会に、会長1人、副会長3人を置き、構成員の中から選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会等の設置)

第6条 協議会の重要な意思決定を行なうため、「総会」を設置する。

- 2 中心市街地の活性化に資する事業について速やかに意思決定し、実行するため、「運営会議」を設置する。
- 3 中心市街地の活性化を戦略的に進めるため、「タウンマネジメント会

議」を設置する。

- 4 中心市街地の活性化に関する事項について、専門的に研究・検討するため、「専門部会」を設置することができる。

(総会)

第7条 総会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の制定及び改正
- (2) 予算の制定
- (3) 会長及び副会長の選任
- (4) 構成員の入会及び退会
- (5) その他協議会の運営や中心市街地の活性化に関して、重要と認められる事項

2 総会は、すべての構成員を委員とする。

3 総会は、会長が招集し、議長は会長が務める。

4 総会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 総会の審議は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(運営会議)

第8条 運営会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画への意見書の作成
- (2) 中心市街地の活性化に資する事業の企画及び調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する活動の実施
- (4) その他第7条第1項各号に属さない事項

2 運営会議は、構成員の中から、総会において指名された委員10人程度で組織する。

3 運営会議に委員長1人を置き委員の互選により定め、副委員長を若干名置き委員長が指名する。

4 運営会議は会長が招集し、議長は委員長が務める。

5 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

6 運営会議の審議は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(決議及び報告の省略)

第9条 第7条第4項及び第5項又は第8条第5項及び第6項の規定に関わらず、会長が運営会議又は総会の目的である事項について提案した場合において、決議に関わることができる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の運営会議又は総会の決議があったものとみなす。

2 会長が構成員の全員に対して運営会議又は総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を運営会議又は総会に報告することを要しないことにつき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の運営会議又は総会への報告があったものとみなす。

(タウンマネジメント会議)

第10条 タウンマネジメント会議（以下「TM会議」という。）の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の内容に関し、総合的に研究・検討すること。
- (2) 中心市街地活性化の実現について、総合的に研究・検討すること。
- (3) 運営会議が委任する事項に関すること。
- (4) その他必要事項に関すること。

2 TM会議は、事務局が指名した者をもって充てる。

3 TM会議は、事務局が招集し、これを主宰する。

（専門部会）

第11条 専門部会の所掌事項は、協議会の目的に関する事項を専門的に研究・検討をすることであり、運営会議において指定するものとする。

2 専門部会は、運営会議が指名した者をもって充てる。

3 専門部会は、活動状況を運営会議に報告する。

4 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

（タウンマネジメント専門人材の設置）

第12条 協議会は、意見調整を円滑に進めるとともに、認定基本計画を実施するために指導的役割等を担うタウンマネジメント専門人材を置くことができる。

2 タウンマネジメント専門人材は、前項の業務を行うために必要に応じてTM会議の招集を事務局に要請することができる。

（事務局）

第13条 事務局は、徳山商工会議所及び株式会社まちあい徳山とし、庶務を処理する。

（協議結果の尊重）

第14条 構成員は、総会又は運営会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

（経費の負担）

第15条 協議会の運営に関する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金、運営協力金、負担金その他収入によるものとする。

（運営協力金）

第16条 運営協力金とは、協議会の趣旨に賛同する事業者又は個人が、協議会運営にかかる費用について拠出する協力金のことをいう。

（監査）

第17条 協議会の出納を監査するため、監事2人を置く。

2 監事は、総会の同意を得て、会長が選任する。

3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長及び副会長並びに構成員に報告しなければならない。

（財務）

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

2 その他協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（その他）

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則  
この規約は、平成 22 年 1 月 30 日から施行する。

付 則  
この規約は、平成 23 年 4 月 19 日から施行する。

付 則  
この規約は、平成 24 年 5 月 10 日から施行する。

付 則  
この規約は、平成 25 年 5 月 23 日から施行する。

付 則  
この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則  
この規定は、平成 30 年 5 月 18 日から施行する。

付 則  
この規定は、令和 2 年 6 月 29 日から施行する。

付 則  
この規定は、令和 5 年 5 月 25 日から施行する。